

丹波市特別職報酬等審議会（第1回）記録＜要点記録＞

○日時 令和6年2月21日（水）13：30～14：30

○場所 氷上住民センター つどいの間

○出席者

- ・市長（次第8の終了後、退席）
- ・委員 8人
大野委員、田口委員、森田委員、菊本委員、中道委員、長井委員、石塚委員
常石委員、相根委員（欠席）、足立委員（欠席）
- ・事務局 4人
太田総務部長、柳田職員課長、上田副課長、余田人事給与係長

1 開会 （司会）柳田職員課長

2 任命書交付

- ・市長から大野委員に交付（代表受領）

3 市長あいさつ

4 委員紹介

【資料1】丹波市特別職報酬等審議会委員名簿順に自己紹介

5 審議会概要説明

- ・事務局が【資料2】丹波市特別職報酬等審議会条例（以下「条例」という。）をもとに審議会の所掌事項について説明。
- ・事務局が【資料3】丹波市特別職報酬等審議会に関する運営要領、【資料4】丹波市特別職報酬等審議会に関する傍聴規程により、審議会の運営に関し説明。

6 会長互選

- ・条例第4条第1項による委員の互選により会長を選出。
前回審議会の委員でもあった大野委員を推薦する意見があり、満場一致により大野委員が会長に選出された。

7 会長職務代理者の選任

- ・ 条例第 4 条第 3 項により、会長が中道委員を会長職務代理者に指定。

8 諮問

- ・ 市長が会長に対し、諮問書を交付した。

【資料 5】丹波市議会議員の報酬及び常勤の特別職の給料の額等について（諮問）

- 1 議会の議員の議員報酬の額
- 2 市長、副市長及び教育長の給料の額
- 3 議会の議員の期末手当割合
- 4 市長、副市長及び教育長の期末手当割合

9 議事

（1）資料説明

- ・ 事務局が資料 6 ～14-2 を説明

○資料等に関する質問

委 員：ラスパイレス指数の説明をしていただきたい。

事務局：国家公務員の給料水準を 100 として地方公務員の給料水準と比較したもの。役職、年齢、学歴等で細かく分類して比較しており、できるだけ 100 に近づけることで、適正な給料水準を保つようにしているものです。

委 員：令和 5 年の人事院勧告は、令和 5 年度の給料に反映されていますか。また令和 6 年にも人事院勧告は出ますか。

事務局：人事院勧告は、例年 8 月頃に出されており、令和 6 年も同様に想定しています。令和 5 年の勧告も 8 月に出され、令和 5 年 4 月に遡及して給料表を改定する勧告であり、勧告どおりに反映しています。

委 員：前回の開催が平成 30 年度。ある程度期間が経ったことで経済情勢の変化もあり、現状を確認するためにも今回の審議会の開催となったのでしょうか。

事務局：これまで人事院勧告や丹波市独自の背景により諮問してきました。平成 30 年度以降大きな変動はありませんでしたが、前回以降諮問していなかった中で、ここ数年の経済情勢や民間給与水準の状況などもふまえ、現状を確認していただくためのものです。また、この度の諮問に際しては、議会からも議長より議員報酬の議論をしてほしいとの意見をいただいていたものです。

委 員：市長の退職金は、1 期 4 年ごとに支給されるのでしょうか。

事務局：再選された場合、期間は通算して考えますが、退職金の支払いは、4 年 1 期で支給されます。

委員：答申までのスケジュールについて、何か考えはありますか。

事務局：前回の開催状況をふまえると、審議が順調に進めば今回と3月に1回。

来年度に入って4月に1回、そして5月に答申を検討していただく1回と合わせて4回程度になるのではないかと考えています。

委員：令和6年の人事院勧告を参考にして答申を出すことはスケジュール的に可能ですか。

事務局：勧告に基づき法律が改正されることをふまえると、先ほど説明のスケジュールでは、時期的に間に合わないと思います。令和6年の人事院勧告の動向もふまえて審議を進められるようでしたら審議日程の見直しも含めて審議いただくことになると思います。あるいは「令和6年の人事院勧告の動向を考慮して給料等を決定するように」というような附帯意見を付していただくことも考えられます。

委員長：前回の答申の附帯意見で、「定期的に開催することが必要」とありますが、「定期開催」についてどう考えていますか。

事務局：現状では、何年サイクルというものではなく、情勢によって市長が判断し、諮問している状況です。今回の答申で、改めて附帯意見を付していただくことも考えられます。

なお、他市では据置前提で毎年審議会を開催する自治体もあれば、大きな変化のときに開催する自治体もあります。

委員：市長が自らの給料という利害関係に関する諮問をするのは手続きとして適正なのでしょうか。

委員：条例提案を前提に審議しようとするとう市長の恣意的なものになります。市民の意見を聞きたいということで諮問を受けた立場で我々も進んでいかないと意見も出せない。世間一般から見てどうなのかという白紙の状態で意見を出していき、最終的に答申にまとめられれば良いのではないのでしょうか。

事務局：結果的に上昇傾向の際の開催となりましたが、上げ下げありきの諮問ではありません。今回は状況確認とし、次回までに資料をご確認いただき、以降の審議につなげていただければと思います。

(2) その他

委員長：会の流れとしては特別職の給料の審議を行ってから議会の報酬、そして期末手当の審議をすることですすめていきたいと思っています。

委員：了承。

次回までに用意する資料

類似団体、近隣市の財政力が比較できる表

審議会開催日程＜決定＞

次回（第2回）

○日時 令和6年3月12日（火）10時00分から

○場所 未定

次々回（第3回）

○日時 令和6年4月10日（水）13時30分から

○場所 未定

10 閉会

- ・ 中道会長職務代理者による閉会のあいさつ